

プロジェクト研究規程（国内）

（プロジェクト研究の目的）

第1条 日本胆道学会（以下、本学会）は、胆道に関する研究を推進する上で、学術的に意義があり、その成果を本学会会員が幅広く共有できるプロジェクト研究への助成を行い、広く我が国の医療福祉の向上発展に資することを目指すものである。

（プロジェクト研究の申請）

第2条 プロジェクト研究の責任者（以下、研究責任者）は、1）プロジェクト研究名、2）研究期間、3）予算概要、4）研究組織（共同研究者氏名等）、研究内容（目的、方法、予測される結果、波及効果の見通し等）、5）起こり得る倫理的問題の有無、等を所定の申請書類に記入し本学会事務局に提出する。なお、研究責任者の名前で申請し、本学会理事または評議員の推薦を必要とする。また、本学会プロジェクトとして採用された場合は、UMIN-CTR、ClinicalTrials.gov、jRCT 等への登録を必須とする。

（研究課題の審査）

第3条 本学会事務局は、提出のあった申請書類を学術委員会に送付し、審査を付託する。なお、プロジェクト研究の審査においては、学術委員会委員のほかに、申請のあった研究領域専門の本学会理事を2名以上含めることもある。学術委員会委員長が同2名を指名する。学術委員会は申請書の内容を審議し、採用が妥当な場合は理事会に付議する。

（プロジェクト研究の構成員）

第4条 研究責任者は本学会評議員とする。

（学会からの援助）

第5条 プロジェクト研究の期間は3年間とし、1課題あたり総額50万円を上限として研究経費を研究責任者が指定する口座宛てに送金する。研究費用は細則に定める内容に従い、執行した経費については、1年ごとに収支決算書に見積書・請求書・領収書の証拠書類を添付し毎年8月末までに本学会事務局を経て理事会に提出する。研究最終年には研究経費の精算を行う。

（活動の経過と成果の報告）

第6条 研究責任者はプロジェクト研究最終年の7月末までに学術委員会に3年間の活動経過と成果を研究成果報告書として提出しなければならない。なお、全期間における成果を本学会学術集会で発表し、初回の投稿は本学会機関誌 胆道（Journal of Japan Biliary Association）または Journal of Hepato-Biliary-Pancreatic Sciences (JHBPS) に報告するもの

とするが、研究内容によってはインパクトファクター10 点以上の雑誌に投稿することも許容する。また、著者は、原則、研究事務局担当者を第一著者、研究責任者を第二著者、あるいは責任著者とし、第三著者以降は登録症例数の多い順番に氏名を記載する。投稿前原稿は学術委員会に提出し、著者および原稿内容について本学会理事長及び学術委員会委員長の承諾を得ることとする。また、投稿論文以外にプロジェクト研究の成果に関する題材での学会発表や論文投稿をする際は、本学会理事長及び学術委員会委員長の承諾を得ることとする。また、論文報告や学会発表には、「本研究は、日本胆道学会によって評価採用されたプロジェクト研究であり、研究費用の一部（または全部）は、同学会によって支出されたものである」等を記載する。なお、本学会プロジェクト研究データおよび研究成果の知的財産権は日本胆道学会に帰属する。

（プロジェクト研究の継続要件）

第7条 研究責任者が研究継続を必要とする場合には、成果報告書を学術委員会に提出し、審議を行う。ただし、追加の研究経費援助は行わない。

（症例集積対象施設）

第8条 プロジェクト研究における症例集積対象施設は、日本胆道学会認定指導施設とする。ただし、研究内容により、その他施設にも協力を依頼することができる。

（データ管理）

第9条 プロジェクト研究のための症例集積のデータは、研究責任者が管理し、データ解析を担当するものとする。また、守秘義務契約書を交わした上で、研究責任者は症例集積対象施設リスト（施設名、第一連絡担当者氏名とその Email アドレス）を保有することができる。ただし、プロジェクト研究のための症例集積データは本学会に属するものとし、研究責任者および共同研究者が同プロジェクト研究以外の目的で二次使用することは認めない。

（倫理委員会への申請）

第10条 研究責任者は、プロジェクト研究開始の前に、研究責任者の所属施設での倫理委員会に申請し承認を得るものとする。

（審査員利害関係の排除）

第11条 上記第3条に記されたプロジェクト研究の審査員が、申請のあったプロジェクト研究課題の共同研究者である場合には、その審査を辞退しなければならない。

（規程変更）

第12条 本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

本規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

プロジェクト研究（国内）課題の支出項目に関する細則

本学会により採択・承認された研究課題の申請時における研究費用の請求について以下の細則に定める。

1. この経費には主に会議費、通信費、成果報告発表時の論文投稿に係る英文校正費や掲載費（オープンアクセスジャーナル掲載費も含む）、学会参加費・旅費（ただし、該当発表の抄録コピー、学会参加費領収書等を提出）、統計計算に係るデータ解析費用、および代表施設と協力施設の倫理審査費として充当すること。
2. パソコン・ソフトウェア等研究以外に使用可能な備品類購入、および人件費、水道光熱費は、原則として申請者の負担とする。
3. 上記以外の費用に関しては、助成の是非を学術委員会内で検討後、理事会の承認を得るものとする。
4. 本細則は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

本細則は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

一般社団法人日本胆道学会
____年度 新規プロジェクト研究申請書

一般社団法人日本胆道学会 理事長殿

下記のとおり研究計画を申請します。

記

年 月 日

プロジェクト研究責任者	
ふりがな 氏 名	
勤務先名称 所属・役職	
勤務先所在地	
Email アドレス	

1) 研究課題名	
研究種目	☐ 過去のデータを利用した研究 ☐ データ追加型研究
利用する データ	
2) 研究期間	____年度理事会承認後 ～
3) 予算概要	研究全体の予算とグラントの申請状況など

4) 研究組織		
共同研究者 1	氏名	
	勤務先名称	
共同研究者 2	氏名	
	勤務先名称	
共同研究者 3	氏名	
	勤務先名称	
共同研究者 4	氏名	
	勤務先名称	
共同研究者 5	氏名	
	勤務先名称	
共同研究者 6	氏名	
	勤務先名称	
共同研究者 7	氏名	
	勤務先名称	
共同研究者 8	氏名	
	勤務先名称	
共同研究者 9	氏名	
	勤務先名称	
共同研究者 10	氏名	
	勤務先名称	

研究内容（目的、方法、予測される結果、波及効果の見通し等）
5）起こり得る倫理的問題の有無